

○警察安全相談員運用要綱

平成14年3月1日
山口警総第58号
山口生企第118号
山口警務第187号

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県警察の警察安全相談に関する訓令（平成12年山口県警察本部訓令第19号）第3条第3項の規定に基づき、警察安全相談員（以下「相談員」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 相談員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 警察安全相談の受理に関すること。
- (2) 相談者及び関係者（以下「相談者等」という。）への助言及び指導に関すること。
- (3) その他所属長が必要と認めた事項に関すること。

(警察安全相談員証)

第3条 相談員は、その職務を行うときは、その身分を示す警察安全相談員証（別記様式）を携帯し、相談者等から要求があったときは、これを提示しなければならない。

(警察職員等との連携)

第4条 相談員は、その職務を行うに当たっては、その他の警察職員及び関係機関、団体等との緊密な連携を保たなければならない。